

◆バーコードでの納付◆

利用できるスマホアプリが新たに2つ追加されました

市税のほか各保険料などの納付書にはバーコードが印字されています。

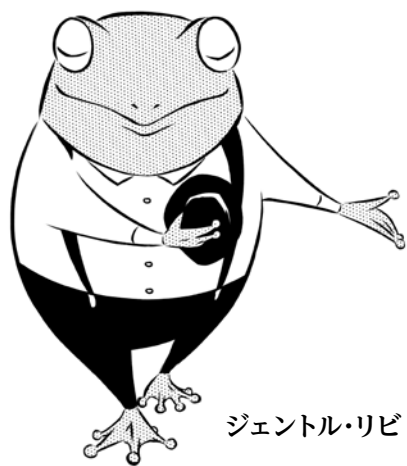
バーコードが印字されている納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。

利用できるスマホアプリ

PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い、支払秘書

4月から
税金などの納付が
さ・ら・に便利になります

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127



「地方税お支払いサイト」はこちらから

※詳しくは、「地方税お支払サイト」をご覧ください。

対象となる税目

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）

全国の自治体で地方税統一QRコードの運用が開始されます。運用開始に伴い、市税の納付書には新たにQRコードが印字され、全国の金融機関で納付できるようになります。

◆QRコードでの納付◆

軽自動車税（種別割）のお知らせ

問い合わせ 市民税務課 ☎592127

軽自動車税の減免

障害のある方のために使用する軽自動車などで一定の要件を満たすものについて、申請により軽自動車税（種別割）を減免しています。

軽自動車には、原動機付自転車（125cc以下）、二輪車（250cc以下）、二輪の小型自動車を含みます。

次の表の区分（ア）から（オ）のいずれかに該当する場合は減免の対象となります。

減免申請の手続き

納税通知書を受け取ってから5月31日（水）までに市民税務課で手続きができます。納税通知書の発送は5月初旬を予定しています。減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などは、市ホームページまたは市民税務課で確認してください。

アメリカ合衆国軍隊の
構成員の方の納付方法

米合衆国軍隊の構成員やその家族の方の所有する軽自動車（Aナン

区分	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的
（ア）	本人	本人	本人の通学、通院、通所、生業などのために1年以上の間、週3日以上使用すること
（イ）	家族	本人	
（ウ）	本人	家族	
（エ）	家族	家族	
（オ）	身体障害者などのみで構成される世帯の構成員		常時介護者

- 「営業用」の軽自動車は減免の対象になりません。
- 「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者のことです。（障害の級・程度によっては、減免の対象とならない場合があります）
- 「家族」とは本人（身体障害者など）と生計を同じくしている人のことです。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期間	4月3日（月）～5月1日（月） （土・日曜日、祝日を除く） 8時30分～17時15分	4月3日（月）～随時 （土・日曜日、祝日を除く） 8時30分～17時15分
縦覧・閲覧場所	市民税務課固定資産税係（市役所2階）	
縦覧・閲覧ができる方	○固定資産税の納税者 ○納税者と同居の家族 ○代理人	○固定資産税の納税義務者 ○納税義務者と同居の家族 ○代理人 ○借地、借家人
必要なもの	○本人確認書類（※） ○委任状 （代理人が縦覧するとき）	○本人確認書類（※） ○委任状 （代理人が閲覧するとき） ○契約書などの書類 （借地、借家人が閲覧するとき）
手数料	無料	1件につき200円（ただし縦覧期間中は無料）

- ※本人確認書類
- 1点で済むもの：マイナンバーカード、運転免許証など、公的機関発行の写真付きの身分証明書
 - 2点必要なもの：健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、法人発行の写真付きの身分証明書など
- ◎縦覧帳簿の縦覧方法…手書きによる書き写しは可能ですが、コピーなどはできません。

固定資産の
縦覧・閲覧

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2129

納税通知書は4月上旬発送

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月上旬に発送する予定です。（第1期納期限は5月1日（月）です）

課税明細書は確定申告に使えます

固定資産税・都市計画税の明細は、納税通知書と一緒につづられています。資産が多い場合は、別紙となることがあります。

課税明細書は、翌年の確定申告で不動産所得や営業所得などの必要経費の算定資料として使用できます。

令和5年度納期限

問い合わせ
市民税務課

☎592127

税目 納期	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（種別割）	市県民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月1日（月）	1期					
5月31日（水）		全期				
6月30日（金）			1期			
7月31日（月）	2期			1期	1期	1期
8月31日（木）			2期	2期	2期	2期
10月2日（月）				3期	3期	3期
10月31日（火）			3期	4期	4期	4期
11月30日（木）				5期	5期	5期
12月25日（月）	3期			6期	6期	6期
令和6年 1月31日（水）			4期	7期	7期	7期
2月29日（木）	4期			8期	8期	8期

- 納付書は、各納期分をまとめて送りますので、大切に保管し、納期限までに納めてください。
- 納付場所は、納付書の裏面を確認してください。
- 市県民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収分（年金からの天引き分）については、年金支給日が引き落とし日となります。